

ニューカッスル病組織培養生ワクチン

動生剤基準のニューカッスル病組織培養生ワクチンの 3.3.4、3.3.5、3.3.6（迷入ウイルス否定試験法 2.1.1、2.1.2、2.2.2、2.3.1 及び 2.3.2 を除く。）、3.3.7 及び 3.3.8 の規定を準用して試験を行うものとする。